

新型コロナウイルス関連情報（5月7日現在）

1 喫連邦保健省によれば、7日（木）15時現在、新たにオーストリア国内で32名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び1名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は15,665名（内死亡数：609名、治癒数：13,698名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 3,515名（+ 3）（内死亡106名、治癒3,275名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,666名（+ 5）（内死亡 95名、治癒2,370名）
- ・ウィーン市（州） : 2,605名（+18）（内死亡138名、治癒1,937名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 2,263名（+ 4）（内死亡 57名、治癒2,139名）
- ・シュタイアーマルク州 : 1,787名（+ 3）（内死亡134名、治癒1,350名）
- ・ザルツブルク州 : 1,213名（- 1）（内死亡 36名、治癒1,140名）
- ・フォアアールベルク州 : 875名（+ 0）（内死亡 19名、治癒 833名）
- ・ケルンテン州 : 411名（+ 0）（内死亡 13名、治癒 385名）
- ・ブルゲンラント州 : 330名（+ 0）（内死亡 11名、治癒 269名）

（当館注：ウィーン市で1名の死亡数が新たに計上され、合計609名となりました。）

2 7日、社会・保健・介護・消費者保護省は、新型コロナウイルス感染後に症状が悪化する可能性が高い被用者の保護についての省令を発表しました。同省令により、該当する病気が正式に示され、6日に発効済みです。本件の経緯を含めた概要は以下のとおりです。

オーストリア国民議会は、新型コロナウイルス感染後に症状が悪化する可能性が高い被用者の保護について規定する第三弾新型コロナウイルス（COVID-19）法及び第九弾新型コロナウイルス（COVID-19）法を4月3日及び28日に可決しました。

同法案によると、オーストリア社会保険当局は一定の基準に基づき危険と判断される患者に書面で通知し、その患者は主治医から診断書を受け取り、職場で保護を受けることが可能になります。また、医師は社会保険当局の通知がなくても、独自に危険と判断して有効な診断書を発給することが出来ます。その際、患者である被用者が雇用主にこの診断書を提出すると、雇用主は感染を予防する措置をとることを義務付けられますが、これが不可能な場合、患者である被用者は自宅勤務とし、自宅勤務が不可能な場合は職務を免除されます。そして、職務を免除された場合、国が社会保険当局を通じて賃金付帯費用を含めた給与を補填します。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html